

新型コロナウイルス感染症防止のための保育所等における対応に関する
よくあるご質問と回答

●新型コロナウイルス感染症の影響で勤務時間が減り、月64時間の就労条件を満たせなくなった場合、すぐに退園となってしまいますか。

→新型コロナウイルス感染症の影響で勤務時間が減ったことが理由で退園扱いとなることはありません。

ただしその場合、7月の現況届提出の際に、職場からの出社自粛の通知を添付する、就労証明書之余白部分に「新型コロナウイルス感染症の影響による就労時間減少」等の記載をしてもらう、などの方法により、新型コロナウイルス感染症の影響で就労時間が短くなったということを職場に証明していただくようお願いします。

●要請を受けて登園自粛をしていますが、登園しない期間が長いと保育の必要性がないとみなされ、退園となってしまいますか。

→登園自粛要請期間中の登園状況によって退園扱いとなることはありません。

●登園自粛した場合は保育料が減額になるとのことですが、納付書が届きました。届いた納付書で支払う必要はありますか。

→減額の詳細等は決まり次第市のホームページや園を通じてお知らせしますが、返金は後日となりますので一旦は届いた納付書にてお支払いいただくようお願いします。

なお、お支払いが困難な場合につきましては、保育課（民間の認定こども園は各園）にご相談ください。

●求職活動で子どもを入園させていますが、登園自粛要請期間中でも活動を続け、期間内に就労先を決めなければ退園となってしまいますか。

→4月14日から5月31日まで登園自粛を要請していることを踏まえ、現在の認定期間終了後も求職活動を継続される場合、期間が切れる月の20日までに再度申請をしていただければ8月31日までの期間で再度認定をいたします。

●育児休業で子どもを入園させており、5月に復帰予定でしたが登園自粛要請を受け、育児休業を延長しました。延長はいつまで認められますか。また、復帰する際に何か手続きが必要となりますか。

→5月末までに育休から復帰予定で、4月または5月に入園されている場合、6月末までの職場復帰であれば、継続して在園していただけます。なお、復帰後すみやかに、復帰証明書を各園へ提出して下さい。